

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

令和2年4月10日

喜多方市では感染が確認されていませんが、福島県を含め全国では日々増加傾向にあり、感染拡大地域である首都圏への「往来」、首都圏からの「帰省」による感染ケースが全国で増加しています。(青森県・秋田県・山形県・福島県において同様の事例があり、当事者が発症し親族や関係者に感染しています。)

また、喜多方市は、新型コロナウイルス感染により重症化するリスクが高い「高齢者」が多く居住しており、感染を防ぐため、以下の項目について自粛等をお願いします。

感染確認地域から喜多方市への「帰省」自粛

緊急事態宣言の7都府県(東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡)や感染が確認されている都道府県の各市町村(福島県内も含む)からの帰省についての自粛をお願いします。なお、冠婚葬祭関連行事も含め、出席を見合わせるなどの対応をお願いします。

喜多方市から感染確認地域への不要不急の外出自粛

ゴールデンウィーク期間中、現時点で外出等の予定がありましたら「中止・延期」するようご検討ください。また、冠婚葬祭関連行事も含め、出席を見合わせるなどの対応をお願いします。

喜多方市へ転入された方々へ

就職や転勤等のやむをえない事情により転入された方および帰省された方は、2週間の外出自粛と

各自の体調管理をお願いします。

体調管理については、毎日 ①風邪のような症状はないか

②検温

③強いだるさや息苦しさはないか を確認下さい。

①③の症状があり、37.5℃以上の熱が4日(高齢・基礎疾患のある方は2日)以上続く場合は

帰国者・接触者相談センター(会津保健所)

電話 0242-29-5203 平日のみ 午前9時～午後5時

へご相談ください。

期間 緊急事態宣言に準じ令和2年5月6日までの約1カ月間

ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、

喜多方市新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)

電話 0241-23-5027 平日のみ 午前8時30分～午後6時

福島県新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)

電話 024-521-7871 平日 午前8時30分～午後9時

土日祝日 午前8時30分～午後5時15分

へご相談ください。

問い合わせ先

喜多方市新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局 保健福祉部保健課健康推進室 0241-24-5223